

○神奈川県警察安全運転管理者等事務取扱要綱の制定について（概要）  
（平成 22 年 10 月 29 日例規第 34 号／神交総発第 592 号）

この要綱は、神奈川県警察における安全運転管理者等に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 要綱の趣旨及び定義
- 交通総務課長及び警察署長の任務
- 事務取扱責任者及び事務取扱担当者の指定
- 選任、解任及び変更の届出の受理等
- 管理者証の作成及び再交付の申請の受理等
- 教習の受講、資格の認定、聴聞及び解任等の手続き
- 留意事項

等である。